

不当な判決認めない

百余人が直ちに控訴

組合、十名の職場復帰申入れ



法廷は組合員・家族でいっぱいになった

三池労組が昭和三十五年十月十日、福岡地裁に提訴していた相浦和弘さんら百二十名の「地位保全仮処分」の判決が去る六月二十七日、十年ぶりに行なわれた。判決によると、争点であった「指名解雇の不当性」、「職場闘争の正当性」については全く会社側の言い分が断片にすぎた。百二十名のうち、地位の保全がなされたのは十一人にすぎなかった。三池労組は総評、炭労および弁護団と協議した結果、この判決を絶対的に認めることはできないとして、却下された人々たちについては直ちに控訴するとともに、地位が保全された十名(月足さんはすでに十年)については即時職場復帰を会社側に申し入れた。

七〇年闘争として職場復帰を勝ちとったのは、つぎの方々である。

▼官浦 (原職) (現在)
早川 昇 採炭 県庁職員
蓮尾信治郎 仕練 大牟田市議
前田 義則 内特 米の山病院

▼三川
池内 長吉 外機 緊就
柴原 啓至 仕練 静岡県警書
武松 孝章 仕練 日本書道学会
月足 康則 外機 大牟田市議
▼四山
松井 二内 機 総評地方オ

社会的、歴史的に

正しさを認めさせよう

抗議集会で全員が決意

判決のあと地裁前でひらかれた抗議集会で、佐伯弁護団長をはじめ代表からつぎのように決意が述べられ、控訴審をつつて闘う意志統一がなされた。

控訴審で闘う

佐伯弁護団長

三池闘争から十年、この日を待ちわびていたが判決は満足できなかった。十八人についてはよかったが、他は結論も理由も満足できなかった。判決は炭産業の合理化についても職場闘争についても理解が十分である。われわれも次の控訴審で争う。労働運動の正しさは社会的、歴史的に決まるものであり、皆さんと一体となって闘いをすすめていこう。

上田候補を推せん
この十四日公示、二十四日投票をもって玉名市議会議員選挙が行なわれるが、三池労組は必勝を期して次の候補の推せんを決定した。

上田梅次さん(前市議、現社
会党玉名総支部長)

同市ではさきに市長選挙が行なわれたばかりで、その選挙では三池労組が推せんした橋本候補が圧倒的勝利を収めたこともあって、こんどもひきつづき勝利を手にしなければ、地域分会ははきつていける。同市に親類や知人・友人をもつ人々の支援活動が強くのぞまれている。

一、われわれは十年にわたる裁判闘争のなかで、六〇年安保闘争とともに闘った三池争議の発端をなす三池の組合活動家の解雇の不当性を明らかにした。また、昭和三十八年の三池大災害など、争議後の事態は三池の職場闘争が労働者の生命と権利を守るものであったことを実証した。

二、本日の判決が大多数の労働者の主張を認めなかったことは、きわめて不当である。しかしながら、たとえ少数の労働者にせよ、勝訴の判決が出されたことは、会社の大量解雇の不当性を明らかにしたものである。

三、三池の職場闘争の正当判決をくつがえす社会的力を総評、えび谷争対局長、日本の労働運動を支えるものは下からの力、権利をつくり上げていくこと。

判決も正直いって用心棒のする職場闘争をさらに見直し、ひろげなければならぬ。それが今後の闘いの基調である。今日の判決が社会的につくがえされる力をつくっていくこと。

怒りの反響

職場闘争こそ正しい

全通東簡保支部が訴え

政治的謀略による判決

職場新聞「いのち」(三川)

正義の闘争に確信を

灰原茂雄さんからの便り
(前略) 日本中の仲間が心持をうらなった判決に怒りを禁じえません。夕刊をすみからすみまで読んだのですが、ハハは立っばかりです。十一名の勝利は、組合長はじめみんなの十年間の闘いの成果です。たとえ十一名でも三井鉱山の誤りをあき出させたことは貴重です。

歴史的な正義の闘争に確信をもって闘い抜きましょう。三池労働者の長期抵抗がどんなに熱烈な闘志を秘めているかを、はっきり示しましょう。

声 明

昭和四十五年六月二十七日

総評、炭労、三池労組、
総評弁護団、三池不当解雇弁護団

矛盾を拡大して闘い抜く

職場新聞「地底」(宮浦)